

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2022 年 5 月 10 日

静岡県知事

川勝平太 殿

提出者 株式会社アキヤマ

住 所 磐田市下神増173-3

氏 名 代表取締役 秋山萬之介

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0539-62-2300

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社アキヤマ
事業場の所在地	磐田市下神増173-3
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	年間受注高 40億円
③ 従業員数	80名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1を参照

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙2を参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3	
	排出量	別紙3 t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙3を参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3	
	排出量	別紙3 t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙3を参照		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3を参照
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3を参照

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙4	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4を参照		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙4	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4を参照		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じた事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

じ

と。

中

間

量

行

収

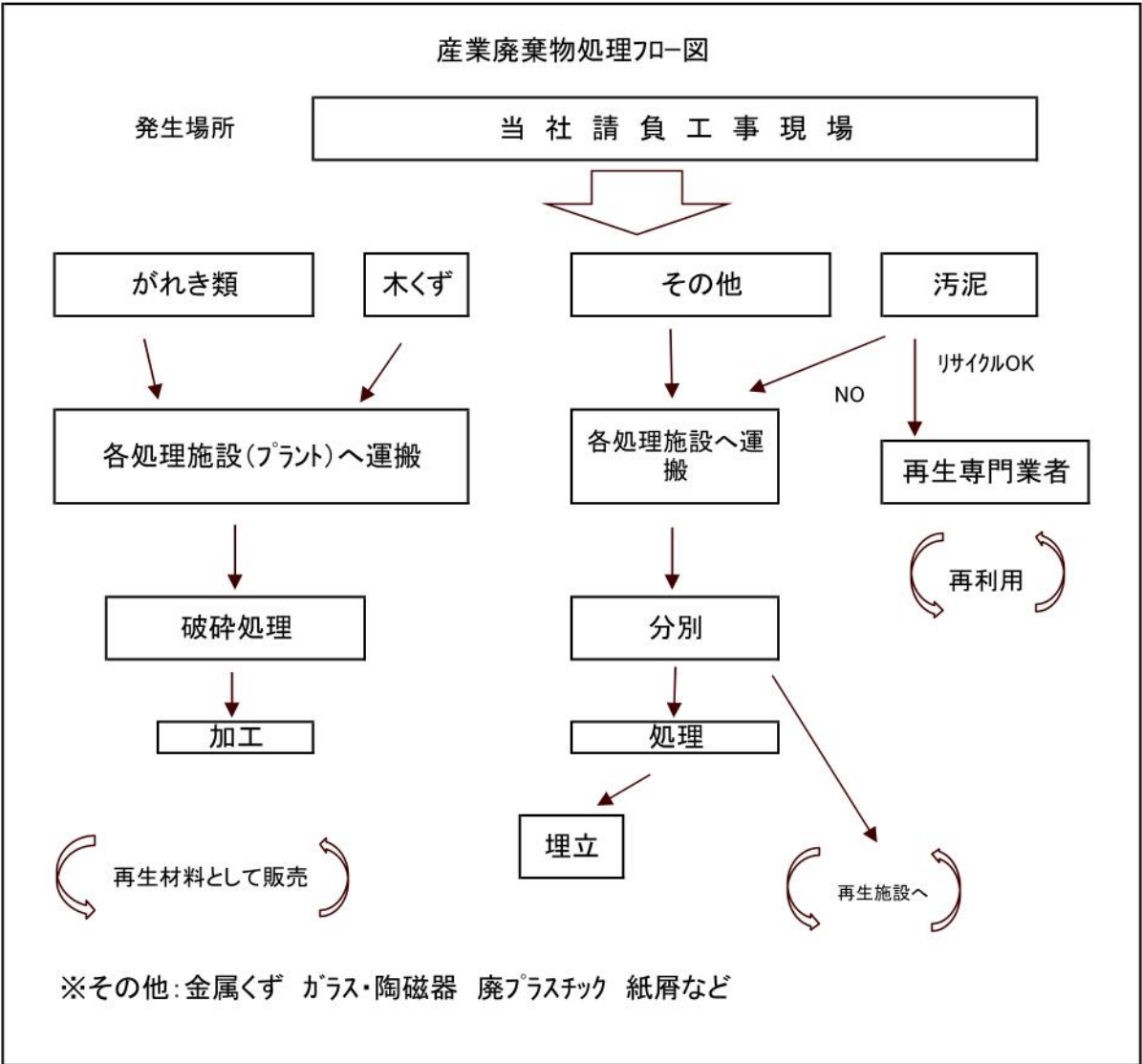
あ

へ

と

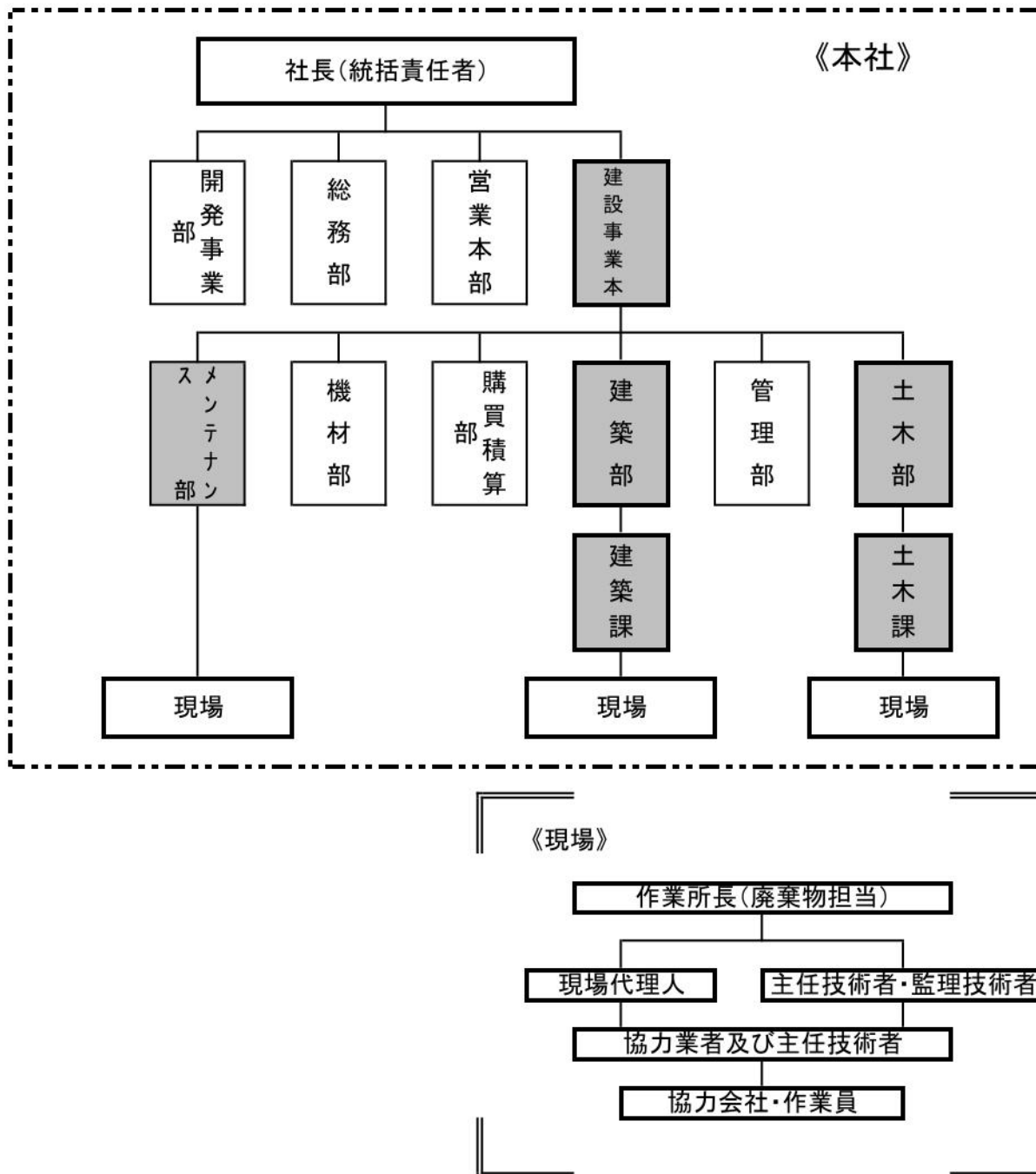
の

入



別紙-1 産業廃棄物の一連の処理の工程

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



別紙-2 管理体制図

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項(第2面)

① 現状

【前年度(令和3年度)実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず・陶磁器	がれき類
排出量	6 t	37 t	4 t	1,069 t	2 t	55 t	4,567 t

(これまでに実施した取組)

- ① 発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育訓練を行った。
- ② エコアクション21の活動に基づき、分別を確実にを行った。

② 計画

【目標(令和4年度)】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず・陶磁器	がれき類
排出量	2 t	30 t	4 t	50 t	2 t	50 t	1,500 t

(今後実施する予定の取組)

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法規、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 発生した廃棄物を処理業者に委託する場合は、収集運搬から処分に至るまでの確に管理する。
- ③ 法の制定、改正の通知を受けた際は、速やかに内容を把握し、従業員及び協力会社へ指導徹底を図る。
- ④ 産業廃棄物協会等が開催する講習会に積極的に参加する。
- ⑤ エコアクション21への取組を更に強化していく。
- ⑥ 請負事業形態のため、自社努力だけで排出量目標の設定は不可能であるが、目標達成にむけて、努力をする。

産業廃棄物の分別に関する事項(第2面)

① 現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ① 種類
廃プラスチック類 紙くず 木くず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類
- ② 分別に関する取組
がれき類 木くずに関しては、確実に分別をしている。

② 計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

主に建築物の解体・建築から発生する建設混合を分別処理していきたいが、作業能率・経費等の面から現状は困難な状況である。

しかし、電子マニフェストの100%導入を目指し、より細かな分別を進めていきたい。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項(第4面 第5面)

① 現状

【前年度(令和3年度)実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず・陶磁器	がれき類
全処理委託量	6 t	38 t	4 t	1,069 t	2 t	55 t	4,567 t
優良認定処理業者への処理委託量	3 t	34 t	4 t	3 t	2.0 t	51 t	1,014 t
再生利用者への処理委託量	3 t	4	0 t	1,066 t	0 t	4 t	3,553 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

(これまでに実施した取組)

- ① がれき類 木くずに関しては確実に分別を実施した。
- ② マニフェストの記入・管理を確実に行った。
- ③ 電子マニフェストの利用頻度を高めた。

② 計画(令和4年度)

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず・陶磁器	がれき類
全処理委託量	2 t	30 t	4 t	50 t	2 t	50 t	1,500 t
優良認定処理業者への処理委託量	2 t	30 t	4 t	0 t	5 t	50 t	500 t
再生利用者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	50 t	0 t	0 t	1,000 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

(今後実施する予定の取組)

- ① 優良認定処理業者に認定された業者があれば積極的に委託をする。
- ② 電子マニフェストの利用率を90%以上とする。